よりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第五項中「児童手当法」を「旧児童手当法」に、「同法の規定」を「旧児童手当法の規定」に、「同法第十八条」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条」に改め、同条第六項中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に、「同条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第七項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「同法附則第七条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に改め、同条第七項中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に改める。

第二十一条中「児童手当法」及び「同法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十二条中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改める。

第二十五条第一項中「第五十一条第三号又は第四号」を「第五十一条第四号又は第五号」に改める。

附則第三条及び第四条中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三十三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の五十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務」に改める。

別表第二の二十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する情報」を「児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」に、「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表の三十の項中「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表の七十五の項及び七十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当又は特例給付の支給に関する事務」に改め、同表の八十八の項中「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十四条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条のうち住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当の支給に関する事務」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十五条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二から第三十一条の四までの改正規定中「から第三十一条の四までの規定」を「及び第三十一条の三」に改める。

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三十六条　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第十四号及び第十条第六号中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第三十七条　施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子

福島復興再生特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十五号

福島復興再生特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　福島復興再生基本方針（第五条・第六条）
第三章　避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
　第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第七条―第十七条）
　第二節　課税の特例（第十八条・第十九条）
　第三節　公営住宅法の特例等（第二十条―第二十五条）
第四章　放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第二十六条―第三十七条）
第五章　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
　第一節　産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第三十八条―第五十条）
　第二節　東日本大震災復興特別区域法の特例（第五十一条・第五十二条）
　第三節　農林水産業の復興及び再生のための施策等（第五十三条―第五十七条）
第六章　新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第五十八条―第六十三条）
第七章　福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第六十四条―第六十九条）
第八章　原子力災害からの福島復興再生協議会（第七十条）
第九章　雑則（第七十一条―第七十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。